

議案第49号 説明資料

押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 審査申出書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 略</p> <p><u>4 審査申出書には審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 審査申出書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>4 委員会は、関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名捺印しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名</p> <p>(2) 提出年月日</p> <p>(3) 証言すべき事項</p> <p>6～8 略</p> <p>第9条～第14条 略</p>	<p>4 委員会は、関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名</p> <p>(2) 提出年月日</p> <p>(3) 証言すべき事項</p> <p>6～8 略</p> <p>第9条～第14条 略</p>

押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町火入れに関する条例 (昭和59年12月24日 条例第30号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、<u>別記様式第1号による申請書1通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u></p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨、その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>別記様式第2号による許可証</u>（以下「火入許可証」</p>	<p>○幕別町火入れに関する条例 (昭和59年12月24日 条例第30号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、<u>別に定める申請書に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨、その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付する</p>

現 行 条 例

という。)を交付するものとする。

2 略

第5条～第16条 略

様式第1号(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名



次のように火入れを行いたいので許可されたく、幕別町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林 ( )、普通林、原野、その他 ( )
	所 有 区 分	国有地 ( )、公有地 ( )、私有地 ( )
	面 積	総面積 へクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)	

改 正 条 例

ものとする。

2 略

第5条～第16条 略

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

現 行 条 例		改 正 条 例
<u>火 入 れ 目 的</u>	<u>1 地ごしらえ    2 開墾準備    3 害虫駆除</u> <u>4 焼畑            5 採草地改良</u>	
<u>火 入 れ 方 法</u>		
<u>防 火 体 制</u>	<u>火 入 従 事 者</u> 男   人   女   人   計   人	
	<u>防 火 帶</u> 延長            メートル、幅員            メートル	
	<u>器 具</u>	
<u>火 入 責 任 者</u>		
<u>備 考</u>	(添付書類 通)	
<p>(注) 1 保安林の ( ) の中には保安林種を記入、2 その他の ( ) には土地現況を記入、3 所有区分の ( ) には、所有形態の細分 (部分林、部落有林、社寺有林等) を記入</p>		
<p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>火 入 許 可 証</u></p> <p style="text-align: right;">年   月   日</p> <p>許可番号            号</p> <p>申請人            様</p> <p style="text-align: right;">幕別町長            <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>年   月   日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。</p>		

